

令和5年度第1回春日井市自転車等駐車対策協議会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月24日(木) 午後2時から午後2時45分まで
- 2 開催場所 春日井市役所4階 第3委員会室
- 3 出席者
 - 【会長】 中部大学工学部都市建設工学科 教授 磯部 友彦
 - 【委員】 愛知県春日井警察署交通課 課長 坂野 茂樹
国土交通省名古屋国道事務所 事業対策官 井上 重人
愛知県自転車モーター商協同組合春日井支部 副支部長 安藤 公一
かすがい女性連盟 会計 田中 由美
堀ノ内区 区長 水野 雅之
東海旅客鉄道株式会社管理部企画課 担当課長 豊田 智隆
 - 【参考人】 春日井市建設部道路課 課長補佐 飯坂 伸彦
 - 【事務局】 春日井市まちづくり推進部 部長 加藤 裕二
春日井市建設部兼まちづくり推進部 次長 森 浩之
春日井市まちづくり推進部都市政策課
課 長 苅谷 健生
課長補佐 熊澤 伸晃
担当主査 加藤 隆人
主 任 神田 哲鑑
技 師 若林 努

4 議題

- (1) 協議事項 1 JR 高蔵寺駅周辺の自転車等放置禁止区域の変更（追加）について
- (2) 報告事項 1 JR神領駅南口周辺の自転車等駐車場について

5 会議資料

- ・資料 1-1 JR 高蔵寺駅周辺の自転車等放置禁止区域の変更（追加）について
- ・資料 1-2 JR 高蔵寺駅周辺の自転車等放置禁止区域の変更について（諮問）
- ・資料 1-3 JR 高蔵寺駅周辺の自転車等放置禁止区域図
- ・資料 1-4 現地写真

- ・資料 2-1 JR 神領駅南口自転車等駐車場について
- ・資料 2-2 JR 神領駅周辺の自転車等駐車場位置図
- ・資料 2-3 JR 神領駅周辺の自転車等駐車場利用状況
- ・資料 2-4 現地写真

6 議事内容

- (1) 協議事項 1 JR 高蔵寺駅周辺の自転車等放置禁止区域の変更（追加）について

【事務局 若林】

資料 1-1～1-4 について説明を行った。

【磯部会長】

委員に意見を求めた。

【安藤委員】

放置禁止区域に放置している自転車に対してどのような対応をしているのか。

【事務局 熊澤】

春日井市自転車等放置防止条例に基づき撤去を行っている。条例では即時撤去可能であるが、実際の運用は、午前の見回り時に放置自転車等を発見した場合、まずは警告札を取り付け、午後の見回り時に放置されているようであれば撤去している。

【安藤委員】

撤去した自転車は集積所のような場所へ集めるという認識で良いか。また自転車の引き取りは有料だったか。

【事務局 熊澤】

保管所で保管を行っており、引き取りに当たっては自転車の場合、1 台につき 1,000円を徴収している。

【磯部会長】

今回自転車等放置禁止区域に追加する土地は、以前は有料自転車駐車場があったとのことだが、現在は誰が所有する土地なのか。

【事務局 熊澤】

春日井市所有の土地である。

【豊田委員】

当該土地の隣接地はJR所有であるが、境界杭やフェンス等で区切られているため、JRとしては自転車等放置禁止区域に追加しても問題はない。

【磯部会長】

資料1-4“現地写真”の緑色で囲われた部分の外側の土地のことか。

【豊田委員】

その土地であっている。

【磯部会長】

以上、意見が出たが、この放置禁止区域案に反対意見はあるか。

【反対意見無し】

反対意見が無いため、この放置禁止区域案を市長に答申することとする。

(2) 報告事項1 JR神領駅南口周辺の自転車等駐車場について

【事務局 若林】

資料2-1～2-4について説明を行った。

【磯部会長】

委員に意見を求めた。

【井上委員】

資料2-1“JR神領駅南口自転車等駐車場について”について、原付の一時利用は原付1種、原付2種で分類せず、区分を統合したほうがバイクの一時利用の需要に柔軟に対応できるのではないか。

【事務局 熊澤】

JR神領駅南口自転車等駐車場の管理運営は、公益財団法人自転車駐車場整備センターが行っている。いただいた意見は、参考として共有させていただく。

【磯部会長】

資料2-3“JR神領駅周辺の自転車等駐車場利用状況”について、神領駅東第4自転車駐車場の収容台数が250台であるのに対し、利用台数が300台を超えていることについて、状況説明をしていただきたい。

【事務局 熊澤】

収容台数の算出にあたっては、駐車スペースに余裕を持たせる計算を行っており、自転車1台に対し、約1.8m×0.6mのスペースを設けている。実際に利用する際には、安全面には十分配慮した上で、自転車同士の間隔を詰めて駐車するので収容台数以上に収容可能である。

【磯部会長】

自転車の整理に対し、整理員を配置しているのか。

【事務局 熊澤】

整理員を配置して整理に当たっている。

【磯部会長】

無料の駐車場とはいえ費用はかかっているということである。

【田中委員】

神領駅東第4自転車駐車場について、現在の混雑した利用状況では夏休み明けに学生達が利用できないのではないかと懸念している。

【事務局 熊澤】

夏休み明けは、今よりは利用が増えてくると想定されるが、神領駅南自転車駐車場等、周辺にはまだ空いている無料自転車駐車場もあるので、需要を満たせると想定している。

【磯部会長】

有料、無料の自転車駐車場は、考えを持ったうえで設置している。有料のJR神領駅南口自転車等駐車場にまだ空きがあることを知らせていく必要がある。この会議では実際の数字を見ることで混雑状況が把握できているが、これを市民にどう知らせていこうと考えているのか。

【事務局 熊澤】

公益財団法人自転車駐車場整備センターと連携し、現地での周知を検討できればと考えている。

【磯部会長】

自動車のコインパーキングに設置されている「空」の表示のような案内看板を設置するも良いかもしれない。

【事務局 熊澤】

参考にさせていただく。

(3) その他

【飯坂参考人】

自転車通行空間整備について説明を行った。

【安藤委員】

自転車専用通行帯では原則通行帯を通行しなければならないことになっているが、矢羽根型路面表示は矢羽根の上を通行しなくても良いということか。

【飯坂参考人】

自転車は軽車両となるため、原則車道を通行することとなっている。

【安藤委員】

矢羽根部分ではない車道を通行しても良いのか。

【事務局 荻谷】

自転車専用通行帯や矢羽根型路面表示がない場所でも、自転車は原則車道の左側を通行することとなっている。自転車専用通行帯のある場所では、自転車は通行帯の中を通行していただき、車やバイクは通行帯に侵入してはならない。一方、矢羽根型路面表示の場合は、車やバイクが侵入しても問題ない。通行帯が狭い場合に、少々はみ出して通行しても問題はない。

【磯部会長】

矢羽根のような路面表示があることにより、車の運転者に対し、自転車の通行があるという注意喚起をする効果も考えられる。警察から何か補足があればお願いしたい。

【坂野委員】

補足として、矢羽根型路面表示の場合は、専用通行帯のスペースがとれないためこの表示になっており、自動車が路面表示を踏んでも問題ない。

【磯部会長】

自転車について、年齢により歩道を通行しても良いとなっているため、歩道と自転車専用通行帯がある場合、うまく周知しないと困惑する。また、自転車を利用する場合において、重要となるのは自己防衛であり、危険である場合は自己判断で自分の身を守ることが重要と考える。

【坂野委員】

自転車利用者について、自転車歩行者道の標識がない歩道を通行できるのは13歳未満と70歳以上である。しかしながら、歩行者優先となるため、気をつけて通行する必要がある。

【井上委員】

自転車専用通行帯について、歩道側の縁石等と車道側のアスファルト部分との間で段差が生じやすい。わずかな段差でもハンドルをとられる可能性があり危険であるため、安全管理には気を付けてほしい。

【磯部会長】

自転車専用通行帯を設置する場所は、道路排水の関係上、水が溜まりやすくなっているため、水溜まりができないよう維持管理を行ってほしい。また、自転車専用通行帯について、自転車利用者だけでなく、幅広い周知を心掛けてほしい。

上記のとおり、令和5年度第1回春日井市自転車等駐車対策協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者一人が署名する。

令和5年10月27日

会 長 磯部 友彦

署名人 田中 由美